

東京都知事所轄学校法人理事長 殿
(大学、高等学校、中学校、小学校、
特別支援学校を設置する法人を除く)

東京都生活文化スポーツ局私学部
私学行政課長 福本 卓也
(公 印 省 略)

学校法人による保育に関する事業及び障害児支援に係る事業の取扱い について (通知)

日頃から東京都の私学行政に御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

幼稚園及び認定こども園を運営する都知事所轄の学校法人 (以下、「学校法人」という。) あてに、令和 7 年 1 月 31 日 6 生私行第 4053 号「幼稚園及び認定こども園を運営する学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の取扱いについて (通知)」 (以下、「付随事業と収益事業についての通知」という。) にてお示ししたところですが、このうち学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園における保育に関する事業及び障害児支援に係る事業についての取扱いは、本通知のとおりとします。

学校法人においては、下記にお示しする事項を踏まえ、適切な取扱いをいただくようお願いいたします。

記

1 付随事業に位置付けることができる事業について

(1) 都への事前相談及び寄附行為への記載を要する事業

- ① 幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設 (認可外保育施設等) を設置する場合
- ② 上記①を除く、学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園に併設される保育所等 (認可保育所、認証保育所又は認証保育所以外の認可外保育施設等) を設置する場合
- ③ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援事業を実施する場合

(2) 都への事前相談及び寄附行為への記載を要しない事業

- ① 学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園の在園児を対象とした補助活動事業 (在園児を対象とした課外教室、バス送迎等)
- ② 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、以下に該当する事業
(ア) 子ども・子育て支援法第 59 条第 2 号に規定する必要な保育を確保する

事業（延長保育事業）

（イ）児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業

（ウ）児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業

（エ）児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

③ 上記②に該当するものを除く、乳幼児のみを対象とする預かり事業等

※ 上記①～③に類する事業で、関係する行政機関の許認可を必要とする事業については、事前相談を受けたうえで個別に判断します。

2 留意事項

（１） 上記１の各事業は、付随事業として位置付けることから、「付随事業と収益事業についての通知」２（１）「事業の範囲」を踏まえた事業の実施を前提とします（ただし、２（１）③「事業の対象者」を除く。）。

また、同通知２（１）②「実施主体」について、上記１の各事業であっても、指定管理者として行う事業に関しては、収益事業として位置付けることとします。

（２） 上記１の各事業は、設置する幼稚園及び認定こども園の行う教育活動に支障のない範囲で行うことが前提です。各施設の所轄庁の指導のもと、関係法令等を必ず遵守しながら事業を実施してください。

3 会計処理

上記１（１）に該当する事業については、各事業における経営状況を明らかにする観点から、会計に関する表示について部門を設けて表示することとします。

4 既に都の認可を経て寄附行為に記載されている付随事業の取扱い

既に都の認可を受けて上記１に該当する事業を寄附行為に記載している場合は、記載事項の削除といった寄附行為変更認可申請の必要はありません。

5 相談・問合せ先

東京都生活文化スポーツ局 私学部 私学行政課 幼稚園担当
S1121502@section.metro.tokyo.jp

6 添付資料

【別添１】解説資料（保育に関する事業及び障害児支援に係る事業の取扱いについて）